

瑞穂町国民保護協議会委員名簿(敬称略)

	国民保護法の根拠	所 属	役 職	氏 名
1	第40条第2項 会長	瑞 穂 町	町 長	杉 浦 裕 之
2	第40条第4項1号	国土交通省関東地方整備局	相武国道事務所長	栗 原 和 彦
3		北関東防衛局横田防衛事務所	所長	中 村 敦
4	第40条第4項2号 自衛隊	陸上自衛隊朝霞駐屯地	第1施設大隊長	赤 木 優 介
5	第40条第4項3号 都道府県の職員	東京都建設局	西多摩建設事務所長	水 谷 正 史
6		東京都保健医療局	西多摩保健所長	渡 部 裕 之
7		東京都水道局あきる野給水事務所	所長	佐 藤 嘉 英
8		警視庁福生警察署	署長	菊 地 敏 晃
9	第40条第4項4号	瑞 穂 町	副 町 長	栗 原 裕 之
10	第40条第4項5号 教育長及び消防吏員	瑞穂町教育委員会	教 育 長	鳥 海 俊 身
11		東京消防庁 福生消防署	署長	水 越 文 広
12	第40条第4項6号 市町村の職員	瑞 穂 町	協働推進部長	小 作 正 人
13		瑞穂町消防団	団長	高 橋 一 幸
14	第40条第4項7号 指定公共機関又は指定 公共機関の役員又は職 員	株式会社NTT東日本東京事業部東京西支店	東京西支店長	上 田 達
15		東日本旅客鉄道株式会社	JR拝島駅長	向 井 照 雄
16		東京電力パワーグリッド株式会社	立川支社長	富 川 泰 介
17		日本郵便株式会社	瑞穂郵便局長	三 門 博 規
18		武陽ガス株式会社	代表取締役社長	山 下 真 一
19	第40条第4項8号 国民保護のための措置 に関し知識又は経験を 有する者	瑞穂町自主防災組織連絡協議会	会 長	谷 山 聖 哉
20		瑞穂町交通安全推進協議会	会 長	小 山 幸 久
21		東京都赤十字血液センター	立川事業所 事業所長	乙 訓 高 一
22		公立福生病院	院 長	吉 田 英 彰
23		瑞穂町医師会	会 長	鈴 木 寿 和
24		瑞穂ケーブルテレビ株式会社	取締役社長	楠 見 裕
25		立川バス株式会社	福生営業所長	生 沼 義 康

事務局

	所 属	役 職	氏 名	
1	協働推進部	参事	平 野 善 之	
2	協働推進部	安全・安心課	課長	森 田 富 士 夫
3	協働推進部	安全・安心課	危機管理担当主査	原 田 有 介
4	協働推進部	安全・安心課	主事	宮 岡 秀 和

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

(市町村協議会の組織)

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市町村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

二 自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。)

三 当該市町村の属する都道府県の職員

四 当該市町村の副市町村長

五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長
又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)

六 当該市町村の職員(前二号に掲げる者を除く。)

七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の
役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。

6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。